

男鹿市告示第 3 0 号

男鹿市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示
男鹿市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱（平成 2 7 年男鹿市告示第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）及び男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和 3 年男鹿市告示第 37 号。以下「総合事業要綱」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護	（趣旨） 第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）及び男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和 3 年男鹿市告示第 37 号。以下「総合事業要綱」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護

改正後	改正前
支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定等に関し必要な事項<u>を定めるものとする。</u> <u>（指定又は指定の更新を受けた旨の標示）</u> <u>第2条 法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項、第115条の22第1項及び第115条の45の5第1項の規定により</u>指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の見やすい場所に標示するものとする。 <u>2 前項の規定は、法第70条の2第1項、第78条の12、第79条の2第1項、第115条の11、第115条の21、第115条の31及び第115条の45の6第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。</u>	支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定等に関し必要な事項<u>を定める。</u> <u>（指定の申請等）</u> <u>第2条 法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項、第115条の22第1項及び第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、指定申請書（様式第1号）により行うものとする。</u> <u>2 前項の</u>指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の見やすい場所に標示するものとする。 <u>（指定居宅サービス事業者等の指定の特例に係る特段の申出）</u> <u>第3条 法第71条第1項ただし書き、第72条第1項ただし書き及び第115条の11において準用するこれらの規定に</u>

改正後	改正前
(関係機関への情報提供) <u>第3条</u> 市長は、<u>前条第1項</u>に規定する指定、<u>同条第2項</u>	<u>よる申出は、指定を不要とする旨の申出書（様式第2号）により行うものとする。</u> <u>（変更の届出等）</u> <u>第4条 法第75条、第78条の5、第82条、第115条の5、第115条の15、第115条の25の規定及び総合事業要綱第8条の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書（様式第3号）、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（様式第4号）、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止（休止）届出書（様式第5号）により行うものとする。</u> <u>（指定の辞退）</u> <u>第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（様式第6号）により行うものとする。</u> <u>（指定の更新）</u> <u>第6条 法第70条の2第1項、第78条の12、第79条の2第1項、第115条の11、第115条の21、第115条の31及び第115条の45の6第1項の規定による更新申請は、指定更新申請書（様式第7号）により行うものとする。</u> <u>2 現に指定を受けている事業者で、前項の規定による更新申請を行わない場合は、「指定更新申請をしないことの届出書」（様式第8号）により市長へ届出するものとする。</u> (関係機関への情報提供) <u>第7条</u> 市長は、<u>第2条から前条までに規定する指定等</u>を

改正後	改正前
<u>に規定する指定の更新又は法第75条、第78条の5、第82条、第115条の5、第115条の15、第115条の25の規定及び総合事業要綱第8条の規定による届出若しくは施行規則第131条の13の2第1項の規定による届出の受理（以下「指定等」という。）</u>をしたときは、秋田県、秋田県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所等に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。 (1)～(7) （略） <u>第4条及び第5条</u> （略）	したときは、秋田県、秋田県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所等に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。 (1)～(7) （略） <u>第8条及び第9条</u> （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の男鹿市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請、申出又は届出については、この告示による改正後の男鹿市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の規定により行われた申請、申出又は届出とみなす。